

第 1 回那覇港地方港湾審議会資料

# 那覇港港湾計画書

— 軽易な変更 —

平成 2 2 年 9 月

那覇港港湾管理者



本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成15年 2月 那覇港地方港湾審議会
- ・平成15年 3月 交通政策審議会第6回港湾分科会

の議を経、その後の変更については

- ・平成17年12月 那覇港地方港湾審議会
- ・平成22年 1月 那覇港地方港湾審議会
- ・平成22年 3月 交通政策審議会第37回港湾分科会

の議を経た那覇港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

## 目 次

変更理由 .....	1
1 港湾環境整備施設計画 .....	2
2 その他 .....	3
3 土地造成及び土地利用計画 .....	4

## 変更理由

水際線に対する市民ニーズの高まりを受け、市民や来訪者が港や海に親しめる空間を確保し、快適で潤いのある環境を創造するため、那覇ふ頭地区及び泊ふ頭地区において、港湾環境整備施設計画及び土地利用計画を変更する。

また、浦添ふ頭地区において、その他緑地を追加する。

## 1 港湾環境整備施設計画

市民ニーズに対応した水際線の更なる活性化を図るため、以下の施設について計画を変更する。

### [港湾環境整備施設計画]

那覇ふ頭地区	
緑地 6 h a	[既定計画の変更計画]
既定計画	
那覇ふ頭地区	
緑地 6 h a	
泊ふ頭地区	
緑地 4 h a	[既定計画の変更計画]
既定計画	
泊ふ頭地区	
緑地 4 h a	

注1： 那覇ふ頭地区は0.4 h aの増である。

注2： 泊ふ頭地区は0.1 h aの増である。

## 2 その他

地域住民の憩いの場及び周辺干潟の利用需要に寄与するため、港湾環境整備施設以外の緑地(その他緑地)について計画を追加する。

[港湾環境整備施設以外の緑地]

浦添ふ頭地区

その他緑地 1 h a [新規計画]

注：その他緑地0.2 h a の追加である。

### 3 土地造成及び土地利用計画

水際線に対する市民ニーズの高まりを受け、市民や来訪者が港や海に親しめる空間を確保し、快適で潤いのある環境を創造するため、土地造成及び土地利用計画を次のとおり変更する。

#### (1) 土地利用計画

(単位：ha)

	ふ頭用地	港湾関連用地	交流厚生用地	都市機能用地	交通機能用地	危険物取扱施設用地	緑地	廃棄物処理用地	合計
那覇ふ頭地区	(13) 13	(15) 15		20	(9) 9		(6) 6		(43) 64
泊ふ頭地区	(7) 7	(1) 1		1	(6) 6		(4) 4		(19) 20
浦添ふ頭地区	(30) 30	(92) 92	(24) 24	47	(24) 24		(28) 28		(197) 244

注1：（ ）は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画の内数である。

注2：端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とならない。

注3：今回の変更に係る地区のみ記述した。

注4：那覇ふ頭地区の都市機能用地が0.2ha減

注5：那覇ふ頭地区の緑地が0.4ha増

注6：泊ふ頭地区の緑地が0.1ha増

注7：浦添ふ頭地区の緑地(その他緑地)が0.2ha追加

#### (2) 土地造成計画

(単位：ha)

	ふ頭用地	港湾関連用地	交流厚生用地	都市機能用地	交通機能用地	危険物取扱施設用地	緑地	廃棄物処理用地	合計
那覇ふ頭地区	(1) 1								(1) 1
泊ふ頭地区									(0) 0
浦添ふ頭地区	(16) 16	(74) 74	(3) 24		(10) 10		(18) 18		(120) 141

注1：（ ）は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地造成計画の内数である。

注2：端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とならない。

注3：今回の変更に係る地区のみ記述した。

注4：浦添ふ頭地区の緑地(その他緑地)が0.03ha追加